

名古屋市立大学医学部保健医療学科看護学専攻同窓会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は、名古屋市立大学医学部保健医療学科看護学専攻同窓会と称する。
1. この会の通称を看桜会とする。
- 第2条 本会の事務所は、名古屋市立大学医学部保健医療学科看護学専攻に置く。
- 第3条 本会は 会員相互の親睦を図り、看護の向上と発展に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。
- (1) 親睦会の開催等、会員の親睦を深める事業
 - (2) 名古屋市立大学医学部保健医療学科看護学専攻、学生会員への支援
 - (3) 会員名簿の管理
 - (4) その他本会の目的達成に必要な事業

第2章 会 員

- 第5条 本会は、次の会員を持って組織する。
- (1) 正 会 員 名古屋市立大学医学部保健医療学科看護学専攻の卒業生
名古屋市立大学看護学部卒業生
名古屋市立大学看護短期大学部卒業生
名古屋市立大学看護学校の卒業生
 - (2) 学生会員 名古屋市立大学医学部保健医療学科看護学専攻の在学学生
 - (3) 特別会員 名古屋市立大学医学部保健医療学科看護学専攻の教員並びに旧教員
 - (4) 本会には、名誉会員を置くことができる。

第3章 役 員

- 第6条 本会に、次の役員を置く。
- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 3名（看護学部1名、看護短期大学部1名、看護学校1名）
 - (3) 理 事 6名 以上
 - (4) 監 事 2名
 - (5) 代議員 各クラス1名
2. 会長、副会長は、正会員の中から選出する。
3. 理事および監事は、正会員の中から代議員会において選出する。
- (1) 理事等、必要と認めた者を理事会で推薦し、代議員会において承認を得る
4. 代議員は、卒業年次ごとの互選による。
- 第7条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。欠員を生じた場合は、補欠役員選びその任期は前任者の任期期間とする。
- 第8条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 1. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、その職務を代行する。
 - 2. 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
 - 3. 監事は、本会の会計を監査する。
 - 4. 代議員は、代議員会を構成し、重要事項の評議に参加する。
- 第9条 本会に任意の機関として、顧問若干名と名誉顧問を置くことができる。
- 1. 顧問は、会長の諮問に応じ、会長が必要と認めた場合は理事会に出席し、参考意見を述べる。
 - 2. 顧問は歴代の同窓会会長経験者から会長が選任し、理事会において決議する。
 - 3. 名誉顧問は、歴代の顧問経験者の中から会長が選任し、理事会において決議する。

第4章 会 議

第10条 会議は、総会、代議員会および理事会とし、総会は通常総会および臨時総会とする。

第11条 通常総会は毎年1回開催し、次の事項について議決する。

- (1) 会則の変更、改正
- (2) 決算および予算
- (3) 役員の選挙
- (4) その他本会の運営に関する重要な事項。

2. 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、または代議員の3分の1以上の要請があったときに開催する。

3. 理事会は、次の事項を議決する。ただし、特に必要認めるときは、代議員会の意見を聞くものとする。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他会務の執行に関すること

第12条 会議は会長が招集する。

第13条 総会の議長は、その都度、出席会員の中から選出する。

第14条 総会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5章 会 計

第15条 本会の経費は、入会金、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

第16条 会員は、別に定めるところにより、会費等を納入しなければならない。

第17条 本会の会計年は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第6章 雑 則

第18条 この会則の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

細則

1 会費は、入会金として8,000円を徴収し、終身会費とし、その他必要の都度、臨時会費として徴収する。ただし、平成27年度4月1日より実施する。

附則

この会則は、昭和42年10月15日から施行する。

この会則は、平成3年5月26日から施行する。

この会則は、平成15年3月1日から施行する。

この会則は、平成15年6月22日から施行する。

この会則は、平成19年10月8日から施行する。

この会則は、平成25年11月16日から施行する。

この会則は、平成27年4月1日から施行する。

この会則は、平成28年11月19日から施行する。

この会則は、平成30年11月17日から施行する。

この会則は、令和5年2月18日から施行する。

この会則は、令和7年4月1日から施行する。

会員福利基金支出規程

1. この基金は、名古屋市立大学医学部保健医療学科看護学専攻同窓会の看護学校 30 年史および閉校行事についての会員寄付等である。
2. この基金は、名古屋市立大学医学部保健医療学科看護学専攻同窓会の役員会により運営される。
3. この基金は、下記の事項により支出する。
 - 1) 会員の死亡時
 - ① 花輪またはこれに相当する金額
 - ② 同窓会名は、名古屋市立大学医学部保健医療学科看護学専攻同窓会・名古屋市立短期大学部同窓会・名古屋市立看護学校同窓会のいずれかを使用する。
 - 2) その他、理事会で必要と認めたとき

附則

この規程は、平成 3 年 5 月 26 日から施行する。

この規程は、平成 15 年 6 月 22 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 10 月 8 日から施行する。

この規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。